

子どもに対する 暴力(人権侵害)について考える



やまがた ふみはる
山縣 文治さん
(大阪市立大学教授)

●子どもに対する暴力とは何か

子どもに対する暴力とは何かという定義は、現在のところわが国にはありません。最も狭い範囲では、児童虐待の防止等に関する法律に示される4つの態様(身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト)を思い浮かべる人もいます。広くとらえる人は、子どもの最善の利益を図らないような制度も、子どもに対して間接的な暴力となっていると考えるかも知れません。

日本ではほとんど話題になりませんでした。2006年10月、国連の第三委員会に『子どもの暴力に関する調査研究報告書』が報告されました。これは、事務総長の依頼を受けたチームが研究成果としてまとめたものです。この報告書では、「子どもに対する暴力とは何か」という定義はしていませんが、起こる場所として、①家庭および家族②学校やその他の教育的な場③その他の施設(児童福祉施設や非行少年院などの施設)④職場⑤地域や路上一の5つをあげています。このような場面から想像すると、この報告書のいう暴力は、かなり広い範囲の行為を指しています。しかし、基本的に個人や集団によって行われるものが中心であり、制度そのものまでは含めていないように見受けられます。

とりあえずここでは、「子どもにとって不利益なことが個人あるいは集団(組織)によって行われること。多くの場合、それが子どもの心身の発達や成熟を阻害する状況」と考えることにします。

●子どもに対する暴力はなぜ起きるのか

暴力の多くは力関係のバランスが崩れている場合に起こります。大人や社会との関係において子どもは弱い立場にある場合が多く、被害者になりがちです。子ども同士の間においても同様で、いじめはその典型的な例と言えるでしょう。

当然のことですが、力というのは単に身体的なものだけを指すではありません。学校の教員や児童福祉施設の職員、家族内などで、事実上の上下関係が発生すると、それは子どもの側には「力(脅威)」として受け止められることになります。また、経済的問題、差別、宗教、障害、国籍なども、弱者と強者の関係につながる可能性があります。これらは、制度や文化のもつ権威などから生ずる力ということが出来るかも知れません。

また、弱み(第三者に知られたくない事柄など含む)が力関係を生じさせることもあります。本人の知らないところで、意図的に弱みの罠が仕掛けられたり、時にはデマによってこれが発生することもあるので、本人にとっては全く理解できない状況で暴力をふるわれることも少なくありません。

さらに複雑なのは、力のあるものは、無言、有言の圧力によって、直接関係のないものまで、強いものの側に組み込みがちで、このような状況になると、真の暴力者が表に出ず、暴力の構造がますます見えにくくなってしまふことさえあります。

●暴力を起こさないために しなければならないことは何か

多くの問題に共通することなのですが、まずは発生の予防、重度化・深刻化の予防、再発の予防という三つの予防体制を整えることが必要です。

発生の予防の基本は啓発教育ですが、これだけで暴力が激減するとは考えられません。暴力を起こしやすい環境を除去する仕組みや取り組みも必要です。たとえば、学校の教員や児童福祉施設の職員が人的に枯渇すると、大人の側にたまったストレスが子どもに暴力として向かうこともあるでしょう。夫婦関係や職場でのストレスも同様です。子どもに、じっくり、ゆっくり向かい合える体制の整備は、暴力の予防にもつながるはずで、また、子どものことをよく理解し、暴力を起こさないような具体的、実践的な対応方法を大人の側が身につけるといことも重要です。

重度化・深刻化の予防のポイントは、早期発見・早期対応です。そのためには、周囲の関係者の気づく力、必要に応じてそれを第三者機関につなぐ力、本人自身の声を出す力、中立な第三者機関の調整する力、などが重要となります。

再発の予防とは、見守りの仕組みのことをいいます。これは、発生の予防にもつながる活動です。

●もしも暴力が起こった場合にはどのようにすればいいのか

残念なことですが、おそらく子どもに対する暴力の発生を完全に押さえることは困難でしょう。では、もし暴力が実際に起こってしまった場合には、何が重要となるのか。これは、大きく三つの内容に分かれます。

第一は、先に示した早期発見・早期対応です。そのためには、発見体制や駆け込み体制を整える必要があります。相談機関、相談員などを多様に配置することはその一助になるでしょう。

第二は、暴力を受けた子どもの立場に立って擁護・調整する仕組みを作ることです。児童相談所は、福祉的な問題についての専門機関です。児童福祉施設の場合、第三者委員や運営適正化委員会もその役割を果たしますが、現状では必ずしも十分に機能していないと言わざるを得ません。教育や地域での取り組みも重要ですが、これもかなりの地域差があります。

第三は、再発を防止するための検証の仕組みです。これは、関係者を処罰するというを目的とするものではなく、なぜ暴力が起こったのか、対応策が適切であったのかを振り返ることで、新たな発生を防ぐために行うものです。

用語解説

児童虐待の防止等に関する法律第2条に示される児童虐待4つの態様

●身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

●ネグレクト（養育の拒否・怠慢）

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置。その他、保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為を保護者が放置すること。

●性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。

●心理的（精神的）虐待

子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者への暴力、その他子どもに著しい心理的外傷を与えること。